

「大田区児童相談所基本構想・基本計画」（追記版）抜粋

令和2年3月

平成30年3月に策定した「大田区児童相談所基本構想・基本計画」の一部について、この間の児童福祉法等の改正及び先進自治体の視察結果等を踏まえ、以下のとおり追記及び一部を修正する。なお、追記等の内容は、下線及び囲み部分とする。

基本構想 5.4 施設方針 (P22~23)

5.4.1 施設整備に関するコンセプト

- 子どもと家庭に関する総合相談窓口機能を発揮する施設の実現
- 関係機関・関係部局との連携強化と地域力向上を担保するため、会議室等の諸室を柔軟に活用できる施設の実現
- 虐待対応件数の増加や家族再統合に向けた親子支援など、将来的な支援の課題を十分に踏まえた施設の実現
- 施設利用者、一時保護所入所児童及び地域の安全・安心に配慮した施設の実現
- ライフサイクルコストを考慮した環境に優しい施設の実現
- 居住エリアと、通所・執務エリアを区画できる工夫された施設の実現
- 児童の負担軽減や家庭への復帰など、様々な状況にある子どもと家庭を支援する施設の実現
- 秘匿性が高い建物の特質を踏まえたセキュリティの確保と同時に、一時保護所入所児童の身体の安全とプライバシーの確保を両立できる施設の実現
- 施設利用者が気軽に立ち寄れ、相談できる雰囲気に配慮するとともに、一時保護所入所児童が心身ともに安定し、安心して過ごすことができる施設の実現
- 可能な限りの採光を取り入れ、明るく温かみがある施設の実現
- 窓やドアの開閉がなくとも、外気を館内に十分に循環できる施設の実現

5.4.2 施設規模及び機能に関する方針

修正なし

5.4.3 各機能方針

児童相談所管理エリア、専門エリア、その他共通及び図 1-5-5「機能ダイヤグラム」に修正なし

●開放エリア

- 開放エリアは、エントランスホールやエレベーター、多目的トイレ、授乳室、待合室などを配置し、ユニバーサルデザインに配慮した施設構成とする。
- 地域に開かれたスペースとするとともに、他のエリアとの区画によりセキュリ

ティを確保できる施設構成とする。

●一時保護所エリア

- 一時保護エリアは、児童相談所の各エリア（管理・開放・専門）とは区画を分け、一時保護された児童が家庭から離され生活する施設として児童相談所に併設とし、『管理ゾーン』、『居住ゾーン（幼児・学齢男女）』、『その他ゾーン』で構成する。
- 定員を30人とする（学齢男児11人・学齢女児11人・幼児8人）。
- 管理ゾーンは、一時保護所事務室や面接室、緊急入所対応室、所持品保管室その他執務に必要な諸室を配置し、保護児童や職員をバックアップする合理的な施設構成とする。
- 居住ゾーンは、幼児・学齢男児・学齢女児の生活空間として、明るく温かみのある施設構成とし、特に幼児は「大田区立保育園建築における設計指針」の建物及び設備の指針を参考とする。
- 学齢児童の居室は個室を基本とし個浴環境も整えるなど、子どもの権利擁護を第一にするとともに、職員による児童の安全確認が両立できる施設構成とする。
- 保護児童や男女比の増減※に柔軟に対応できるフレキシブルな施設構成とする。

基本計画 1.2 施設計画 (P26~27)

1.2.1 配置及びゾーニング計画

(1) 配置計画

- 隣接住環境に配慮した施設配置や必要な対策を計画する（日陰・プライバシー・視線・夜間受入れ等）特に、出入口及びエントランスホールの位置について、比較検討を行う。
- 隣地境界には目隠しやフェンスを設置する。
- 夜間の児童受入れを想定した駐車場を確保する。
- 車両動線と歩車道分離された歩行者用アプローチを確保する。
- 搬入車両及び職員用駐車場を確保する（一時保護所出入口近傍に横付けできるよう配慮する）。
- 一時保護所専用出入口として、上記車両動線と機能的に連続した通用口動線を確保する（施設利用者や通所児童と交差しないよう配慮する）。
- バイク置き場及び駐輪場を確保する（必要台数は基本設計において検討する）。
- 外部階段や1階出入口からの進入防止対策を検討する。

(2) ゾーニング計画及び諸室計画

- 1) 共通事項に修正なし

2) 児相管理エリアにおける次の記載を、「専門エリア」の記載に移す。

- 相談室は、事務室との近接配置を検討する。または、緊急時の通話装置やブザー等の設置を検討する。
- 心理検査室は 7～8 人のグループ活動での使用も考慮する。または親子訓練室の活用を検討する。
- プレイルームは卓球やミニトランポリン、サンドバックなど通所児童が体を動かすことのできる用具を設置できる広さを確保する。

3) 開放エリア

- 明るく開放的な空間とする。
- エレベーターや多目的トイレ、授乳室などを配置し、ユニバーサルデザインに配慮した計画とする。
- エレベーターは車椅子利用者の使用を想定した仕様とする。また、カードリーダーやテンキーなど使用制御の検討を行う。
- 待合スペースは、施設利用者のプライバシーに配慮した設えとする。
- 休日等における一時的な開放を想定し、他のエリアへの進入防止の設備を施すよう配慮する。

4) 専門エリアにおける次の記載は、「開放エリア」の記載に移す。

- エントランスホールの一部に待合スペースを確保する。

5) 一時保護所エリア

以下のとおり、管理ゾーン、居住ゾーン及びその他のゾーンごとに記載を分けるとともに、一部項目を修正する。

『エリア全体』

- 飛び降りによる事故防止とプライバシー確保の観点から、階層に配慮するとともに、施設及び設備面の工夫を検討する。
- 通所児童の動線と交錯せずに、外部に至る動線を確保する。

『管理ゾーン』

- 夜間の入所受入れ時※において、職員が円滑に対応できるよう動線に配慮する。
- 緊急入所対応や会議、倉庫等の将来的な対応に配慮した計画とする。
- 倉庫や保管庫は十分な広さを確保し、サイズ別の衣類や布団等の寝具など、用途を踏まえて配置する。分散配置もしくは1か所にまとめるか否かは、実際の使い勝手を想定して検証する。

『居住ゾーン』

- 「幼児」、「学齢男児」、「学齢女児」のユニットを設け、各ユニットはそれぞれ

独立させる。

- 「幼児」は「学齢女児」と同じフロアとし、日当たりの良い屋外の遊び場を検討する。
- 居室は、人数や男女比の調整ができるよう工夫を行う。また、居室の位置についても1列配置やラウンジ囲み配置など比較検討を行う。
- 宿直室は、各ユニット全体を見渡せるよう配慮した配置とする。
- トイレの出入りを管理できるように、出入口の位置に配慮する。
- 保護所幼児の避難経路を検討する（避難用滑り台等）。幼児以外の入所児童についても、安全に避難できる経路を確保する。
- 居室は南面採光を最大限確保することを優先し、生活空間としての設えに配慮する。特に、「幼児」については、日中過ごすプレイルームを南側への配置するよう配慮する。
- 幼児用プレイルーム及び学齢男女のラウンジは、クッション床材や床暖房を採用するなど安全で家庭的な設えに配慮する。
- 静養室は、インフルエンザ等の流行性の疾病やその他隔離の必要性が生じた際に柔軟に対応できるように配慮する。
- 静養室は、感染症対策にも使用することを配慮した配置とする。

『その他ゾーン』

- 食堂、調理室（厨房）、体育室、所庭を、入所児童の共用として「その他ゾーン」として位置づける。
- 「その他ゾーン」の諸室は、必ずしも一時保護所エリア内への配置に限定はしないが、他のエリアへの配置の場合であっても、入所児童と施設利用者の動線が交錯しないよう配慮する。
- 食堂のみは、一時保護所エリアへの配置に限定し、調理室も食材搬入経路に配慮する中で、できる限り食堂に隣接させるよう検討する。
- 体育室は、バドミントンやミニバスケ等のスポーツが行えるよう十分な高さを確保する
- 所庭は、日当たりの良い屋外の遊び場として主に幼児が日常的に使用し、学齢児童も家庭菜園などで一定程度使用できるものとして検討する。
- 所庭の設置場所は、児相専門エリアや外部から見えない位置にするか、フェンス等の目隠しを施すよう検討するとともに、飲用及び手足の洗い場として水道を設けるよう配慮する。